

# 「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

## 《士幌町立特別養護老人ホーム》

当施設は介護保険の指定を受けています。

(北海道指定 第0174700799号)

当施設はご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供いたします。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ◆◆ 目 次 ◆◆

1. 施設の概要	1
2. 居室の概要	1
3. 職員の配置状況と勤務体制	2
4. 提供するサービスと利用料金	4
5. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	6
6. 身体的拘束等の廃止について	8
7. 感染症対策について	9
8. 身体的拘束等の廃止について	9
9. 虐待防止について	9
10. 事故発生時の対応について	10
11. 緊急時の対応について	10
12. 非常災害対策について	10
13. 施設利用の留意事項	10
14. 個人情報の取扱い（秘密保持）について	11
15. 苦情の受付について	11

## 1. 施設の概要

開設年月日 昭和 47 年 4 月 1 日（平成 14 年 12 月 15 日施設改築移転）  
経営主体 士幌町  
施設の種類 指定介護老人福祉施設 平成 14 年 12 月 15 日指定  
北海道 第 0 1 7 4 7 0 0 7 9 9 号  
施設の名称 士幌町立特別養護老人ホーム ほほえみ  
所在地 北海道河東郡士幌町字士幌西 2 線 1 6 9 番地  
電話番号 0 1 5 6 4 - 5 - 2 4 1 6  
入所定員 1 0 7 名  
併設施設 短期入所生活介護事業（ショートステイ）  
定員 1 0 名(空床ある場合 2 名増)

施設の目的 士幌町立特別養護老人ホームは、介護保険法令に従い、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指しています。

運営方針 入所者の意思及び人格を尊重し、個々のニーズに応えた支援、一人ひとりの生活の質を高め快適に、心豊かに暮らせるよう支援を行うよう努めます。

## 2. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、入所者の心身の状況や居室の空き状況により決定しますので、ご希望に添えないこともあります。

居室・設備の種類	室数	備 考
1 人部屋（1 階）	3 8 室	従来型個室（計 8 7 室） 多床室（計 1 5 室）
2 人部屋（1 階）	4 室	
1 人部屋（2 階）	4 9 室	
2 人部屋（2 階）	1 1 室	
合計	1 0 2 室	内 1 0 室はショートステイ
食 堂	6 室	1 階 2 室 / 2 階 4 室
機能訓練室	1 室	〔主な設置機器〕平行棒・滑車等
静養室	2 室	
浴 室	5 室	一般浴・特殊浴槽
医務室	1 室	

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務付けられている施設、設備です。

## 《 居室の変更 》

- (1) 入所者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
- (2) 他入所者の居室変更及び他入所者の入退所に伴い居室を変更する場合があります。
- (3) その他公序良俗に反しない範囲で、ホーム運営上必要な際に居室の変更をお願いする場合があります。
- 上記に該当する場合は、ご家族との協議の上実施するものといたします。

## 3. 職員の配置状況と勤務体制

当施設では、入所者に対してして介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。  
士幌町短期入所生活介護事業所と合算

職 種	配置人数 ※1	指定基準 ※2
施設長	1名	1名
次長	1名	
生活相談員（介護支援専門員と兼務）	2名	2名（兼務可）
介護支援専門員（生活相談員と兼務）	2名	2名（兼務可）
介護職員	41名	39名
看護職員	3名	3名
機能訓練指導員	1名	1名（兼務可）
栄養士又は管理栄養士	1名	1名
医師（嘱託医）	1名	1名（非常勤可）
事務	2名	

※1 配置人数：職員数は上記の配置人員を下回らないものとします。

※2 指定基準：利用定員107名（満床時）に対しての必要配置人数

### 〈主な職員の勤務体制〉

医師	月 4回の回診
介護職員 ※配置人員について、1棟の人員	早番： 7：00～15：45 2名 遅番： 9：45～18：30 5～6名 夜勤：16：15～翌9：15 2名
看護職員	早番： 8：00～16：45 1名 遅番： 9：00～17：45
機能訓練指導員	月～金 8：00～16：45
生活相談員、介護支援専門員 管理栄養士、その他事務職員	月～金 8：15～17：15

## 4. 提供するサービスと利用料金

当施設では、入所者に対して以下のサービスを提供します。

提供するサービスについては

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の金額をご契約者に負担していただく場合があります。

### (1) 介護保険の給付対象となるサービス

#### 〈サービスの利用料金〉

- ▶ 給付対象となるサービスの料金については、別紙1《利用料金表》をご参照ください。
- ▶ その他介護給付サービス加算については、別紙2《取得する加算について》を参照ください。
- ▶ 介護保険制度の介護報酬改正などによる介護報酬額の変更や各種加算算定の変更があった場合、変更された額にあわせて自己負担額が変更となります。

#### 〈サービスの概要〉(契約書第6条2項関係)

##### ① 入浴、排泄、着替え及び日常生活上必要な介護

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきり状態にある方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・個別性を尊重し、身体状況等を十分に考慮した援助を行います。

##### ② 食 事

- ・管理栄養士等の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入所者の自立支援のため離床して食事を摂っていただくことを原則としています。  
(食事時間) 朝食：8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：17：30～

##### ③ 相談及び援助

- ・サービス提供や金銭に関すること、家族との連絡調整等の施設生活上で援助を要する内容について専門職員が援助を行います。

##### ④ 教養・娯楽の提供及びレクリエーション行事

- ・個別性を重視した活動を定期的に企画・実施し、各種の季節毎の催しや施設行事を提供します。

##### ⑥ 機能訓練

- ・機能訓練指導員、看護師により、入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

## ⑦ 健康管理

- ・ 嘱託医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ・ 必要に応じ協力医療機関を受診します。なお、協力医療機関外の受診について、身元引受人等の同行が必要となる場合があります。

## ⑧ その他自立への支援

- ・ 寝たきりの防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

### 〈サービスの概要と利用料金〉(契約書第6条3項及び第8条1項関係)

#### ① 食 費

- ・ 入所者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。
- ・ 実費相当額の範囲内にて負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)のご負担となります。《別紙3》をご参照ください。

#### ② 居 住 費

- ・ この施設及び設備を利用し、居住されるにあたり、多床室利用者の方には水道光熱費相当額、個室利用の方には水道光熱費相当額及び室料をご負担していただきます。
- ・ 実費相当額の範囲内にて負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)のご負担となります。《別紙3》をご参照ください。

※入所者が入院及び外泊等で居室を空けておく場合は、6日まではご負担していただきます。

#### ③ 特別な食事

- ・ 入所者のご希望に基づいて特別な食事を提供することができます。

○ ご利用料金      実 費

#### ④ 理 美 容

- ・ 理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

○ ご利用料金      実 費

#### ⑤ インフルエンザ予防対策

- ・ 入所者及びご家族の意向を確認し、インフルエンザ予防接種を行います。

○ ご利用料金      実 費

#### ⑥ 教養娯楽・レクリエーション行事に伴う費用

- ・ 入所者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

○ ご利用料金      材料代等の実費をご負担いただきます。

### ⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費

- ・日常生活品の購入代金等、入所者の日常生活に要する費用で入所者に負担いただくことが適当であるもの（衣類や嗜好品等）にかかる費用の実費をご負担いただきます。但し、おむつ代は介護給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

### ⑧ 貴重品・金銭の管理（契約書第10条関係）

- ・入所者は日常的な生活費用に関する金銭出納管理等を委託することができます。委託される場合は、委任状をご提出いただきます。

詳細は以下のとおりです。

○ 管理責任者 施設長

○ 管理する金銭の形態

- ・施設の指定する金融機関に預けている預貯金  
※原則として現金の保管管理はいたしません。

○ お預かりするもの

上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑

○ その他お預かりするもの

年金証書、医療保険証、介護保険証、身体障がい者手帳など

○ 出納方法

- ・預金の引き出しが必要な場合、指定の届出書を出納管理者へ提出していただきます。
- ・出納管理者は上記委託内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・出納管理者は入出金の都度、入出金の記録を作成し、3か月ごとに収支明細（入出金記録）を交付します。
- ・その他「利用者預り金等取扱規定」に基づいて実施

○ 入所者預金管理事務手数料 月額 900円

ただし、入退所に伴い1ヶ月の入所期間が1ヶ月未満の場合は日割りとします。

- ◎ 当施設では、上記の日常生活上必要となる諸費用等と協力医療機関からの医療費（入院費含む）や処方薬代などを、お預かりする預貯金より毎月11日に支払いを行います。

### （3）利用料金の支払方法

上記、利用料と食費・居住費は1か月ごとに計算しご請求しますので、指定する期日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。）

① 入所者の通帳口座より自動振替納入（自動引き落とし）

- ② 現金支払い 【納付場所】
- ・土幌町役場出納窓口
  - ・土幌町農業協同組合（本所及び各事業所）
  - ・帯広信用金庫土幌支店（本店及び各支店）
  - ・北洋銀行帯広中央支店

#### (4) 入所中の医療の提供について（契約書第11条関係）

医療を必要とする場合は、入所者の希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記協力医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

##### ① 協力医療機関

医療機関の名称	士幌町国民健康保険病院
所在地	北海道河東郡士幌町字士幌西2線167番地
診療科	内科・外科・眼科・泌尿器科・整形外科

##### ② 協力歯科医療機関

(1)医療機関の名称	しほろ歯科クリニック
所在地	北海道河東郡士幌町字士幌東1条2丁目11番地1
(2)医療機関の名称	むらはし歯科医院
所在地	北海道河東郡士幌町字士幌西2線167番地9
(3)医療機関の名称	神山歯科医院
所在地	北海道河東郡士幌町字士幌西2線167番地

#### (5) 看取り介護について

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断されたときには、当施設で看取り介護を希望することができます。

看取り介護について、近い将来死に至ることが予見される方に対し、身体的、精神的苦痛・苦悩をできるだけ緩和しご本人が最期まで充実し、安らかな気持ちで終末期を迎えられるよう援助します。（士幌町立特別養護老人ホーム看取りに関する指針に基づき実施）

### 5. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)（契約書第13条関係）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入所者に退所していただくことになります。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 要介護度認定の更新によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援及び要介護1・2と判定された場合(特例入所を除く)</li><li>② 入所者が死亡した場合</li><li>③ 入所者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）</li><li>④ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）</li><li>⑤ 事業者が解散した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合</li><li>⑥ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li></ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## (1) 入所者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第15条関係）

契約の有効期間内であっても入所者は退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する30日前までに通知してください。ただし、次の場合には即時契約を解約（解除）し施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象・対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 入所者が入院している場合
- ③ 事業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供しない場合
- ④ 事業者若しくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者若しくはサービス従業者が故意又は過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事実が認められた場合
- ⑥ 他の入所者が入所者の身体・財物・信用等を著しく傷つけた場合又は傷つける恐れがあるにも係らず、事業者が適切な対応を取らない場合

## (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

次の事項に該当する場合は、30日間の予告期間において当施設から退所していただきます。

- ① 要介護認定により入所者の心身の状況が自立又は要支援と認定された場合
- ② 要介護度認定により要介護1・2と判定された場合。ただし、特例入所の要件に該当する場合はこの限りではありません。
- ③ 入所者等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、この結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入所者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ⑤ 入所者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑥ 入居者の心身の状況が変化し、当施設において継続的な対応が難しい場合
- ⑦ 入所者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

### ※入所者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関へ入院の必要が生じた場合の対応は、次のとおりです。

#### ① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院した場合は、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中であっても、入院した翌日から6日以内（月をまたがる場合は最大で12日以内）の利用料金を負担いただきます。

## ② 7日間以上3か月以内の入院の場合

3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に当ホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。なお、入所者預金管理事務手数料についてはご負担いただきます。

## ③ 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。退院後、当施設に再び入所を希望される場合は、改めて入所申込が必要となります。

### (3) 入院に伴い、経口栄養から経管栄養へ変更となる場合の対応について

当施設の、経管栄養入所者及び医療的処置が必要な入所者は、サービス従業者の配置、施設の構造、また感染症対策等から受入人数を現場の状況に合わせてすすめております。経口栄養の利用者の方が入院に伴い経管栄養(経鼻栄養法、胃瘻栄養法など)に変更となる場合には、退院後、再び施設に入所することが出来なくなり当施設から退所していただく場合もあります。

### (4) 円滑な退所のための援助

入所者が当施設を退所する場合には、入所者の希望により、事業者は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者に対して速やかに行うよう努めるものとします。

- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 6. 身元引受人 (契約書第19条関係)

当施設では、契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。

- ① 身元引受人は、民法458条の2に定める連帯保証人として、入所者と連体して、本契約から生じる入所者の債務を負担するものとして、極度額500,000円を限度とします。

また、施設は、身元引受人(連帯保証人)に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況、滞納額等、入所者の債務額等に関する情報を提供します。

- ② 入所契約が終了した後、当施設に残された入所者の所持品(残置物)を入所者自身が引き取れない場合、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担いただきます。

## 7. 感染症対策について

- (1) 施設内において、感染症又は食中毒の発生又はまん延しないよう、感染症及び食中毒の予防又はまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、サービス従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症又は食中毒の予防又はまん延防止のための指針を整備し、定期的な研修と訓練を実施しています。

※感染症対策について、ノロウイルス集団感染予防のため、吐物が付着した衣類はそのまま袋に入れて処分させていただきます。

## 8. 身体的拘束等の廃止について

当施設では、サービス提供にあたり、入所者本人や他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行いません。ただし、入所者本人または他の入所者の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者又はご家族に対して説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合には、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。

- (1) 施設において、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、サービス従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、研修を定期的 to 実施します。

## 9. 虐待防止について

当施設では、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のために高齢者虐待防止法を遵守するとともに、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 施設において、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 to 開催し、サービス従業者等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、虐待防止のための研修を実施しています。
- (3) 虐待の防止に関する措置を適切 to 実施するため、担当者を配置しています。
- (4) 入所者本人とその家族や介護職員等も利用できる相談窓口を設けています。
  - ① 虐待防止に関する受付窓口 生活相談員
  - ② 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時
  - ③ 電話番号 01564-5-2416

## 10. 事故発生時の対応について(契約書第22条関係)

当施設では、事故の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる必要な措置を講じます。施設サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者のご家族等に連絡

をするとともに、必要な措置を講じます。また、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

- (1) 施設において、事故発生の防止のための委員会を設置し、サービス従業者に対する定期的な研修と事故が発生した場合の原因分析と改善策の周知を行い再発防止に努めます。
- (2) 事故発生の防止のための指針を整備し、事故が発生した場合の対応等をサービス従業者に周知しています。
- (3) 事故発生の防止のための措置を適切に実施するため、担当者を配置しています。
- (4) 施設では、損害賠償に備え損害賠償保険に加入しています。

## 11. 緊急時の対応について

当施設では、サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合などのため、あらかじめ医師及び協力医療機関との連携により緊急時における対応方法を定めており、医師及び協力医療機関の協力を得て、緊急時における対応方法を1年に1回以上見直しを行っています。

## 12. 非常災害対策について

当施設では、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時において適切に対応するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、災害に対しての意識を高め迅速な対応ができるよう従業者に周知します。
- (2) できるだけ地域住民の参加が得られるよう努め、1年に2回以上の避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 13. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場として快適性・安全性を確保するため、次の事項をお守りください。

### (1) 面会

面会時間 9:00 ~ 20:00

※来訪者は、必ず面会届用紙にお名前とご住所をご記入ください。

※来訪の際に、飲食物の持込みをするときは、その都度職員に申し出ていただきます。

※感染症拡大等の対策により、面会を制限させていただくことがあります。

### (2) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。

### (3) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用してください。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入所者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

### (4) 喫煙

- ・敷地内（施設内・外）全面禁煙とし、喫煙できません。ご協力ください。

## 14. 個人情報の取扱い(秘密保持)について

施設の職員及び職員であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように守秘義務を有しています。また、入所者に関する個人情報を第三者に提供する際には、あらかじめ文書により入所者又はご家族に同意を得てから行います。

## 15. 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 (担当者) 生活相談員
- 電話番号 01564-5-2416
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15

### (2) 行政機関その他苦情受付期間

士幌町役場 保健福祉課	所在地	士幌町字士幌西2線167番地
	電話番号	01564-5-2188
	受付時間	毎週月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15
北海道国民健康保険団体連合会 介護・障害者総合支援課 企画・苦情係	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館
	電話番号	011-231-5175
	FAX番号	011-233-2178
	受付時間	平日の午前9時から午後5時まで (午後0時～午後1時除く)

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設

説明者 士幌町立特別養護老人ホーム ほほえみ

職 種 生活相談員 ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

入所者 住 所 .....

氏 名 ..... ㊟

署名代行者 住 所 .....

氏 名 ..... ㊟

身元引受人（連帯保証人）住 所 .....

氏 名 ..... ㊟